

保育所等手続き（新規・継続）にかかる個人番号（マイナンバー）等について

保育所等手続き（新規・継続）の際、申請者である保護者等および対象児童の個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。今後、個人番号（マイナンバー）の利用で添付書類（課税証明書等）の一部が省略できるようになる予定です。

保護者が個人番号（マイナンバー）を記載した申請書を提出する場合

※市役所の各庁舎 窓口のみの受付となります。

その際、下記のとおり、個人番号（マイナンバー）が正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行いますので、ご協力をお願いします。

本人確認に必要な書類等（※本人確認を行いますので、必ず保護者の方がお越しください。）

下記の①および②の確認資料等が必要となります。

①個人番号（マイナンバー）確認資料	②身元確認資料
<ul style="list-style-type: none">個人番号（マイナンバー）カード マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカード1枚で、マイナンバーの確認、身元確認が行えます。個人番号通知カード個人番号入り住民票の写し 等 <p>（一緒に同居をしている世帯員（祖父母等）全員について、記載が必要です。個人番号（マイナンバー）が確認できる資料等をお持ちください。）</p>	<p>【顔写真付身分証明書（以下の書類から1点）】</p> <ul style="list-style-type: none">運転免許証パスポート身体障害者手帳 等在留カード <p>【身分証明書（以下の書類から2点）】</p> <ul style="list-style-type: none">公的医療保険の被保険者証年金手帳児童扶養手当証書特別児童扶養手当証書 等